

安全管理規程第 17 条第 2 項に基づく情報の公開

(1)行政処分年月日	平成20年2月19日
(2)事業者の氏名又は名称	大和自動車株式会社 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)東京都江東区 (営業所)東京都江東区
(4)行政処分等の内容	車両停止 10 両 × 14 日
(5)主な違反事項	運輸規則第 27 条第 1 項
(6)違反行為の概要	運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと。
(7)当該処分に基づき講じた措置の内容	速度、距離、時間の超過等、個別の事項についてチェックリストを用いて違反者の個人名を把握し、常習者を重点的に個人指導する。乗務記録の記載漏れ及び記載間違いについては場内に掲示するとともに、終業点呼時に当直者が注意し、全員に周知徹底させるものとする。また速度超過者及び事故惹起者については、個人指導するとともにドライブレコーダーの映像をチェックして分析し、それぞれについてその習得の程度を把握した上で再度の個人指導を徹底し、全員に輸送の安全確保の大事さを周知徹底させる。